



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

給水ポンプシステム

Water Supply Pump Systems

BLS PS:2008

2009年3月31日公表・施行

一般財団法人 **ニセーリビング**



——— 平成17年12月1日付で公表した「改正優良住宅部
品認定基準等（平成17年9月9日付け改正）の運用
について」を示したものです。

目 次

優良住宅部品認定基準 給水ポンプシステム

I. 総則

1. 適用範囲
2. 用語の定義
3. 部品の構成
4. 材料
5. 施工の範囲
6. 寸法

II. 要求性能

- 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 給水ポンプシステムのライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
- 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェースの設定
 - 2.3.2 施工方法・納まり等の明確化
- 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 基本性能に関する情報提供
 - 3.2 使用に関する情報提供
 - 3.3 維持管理に関する情報提供
 - 3.4 施工に関する情報提供

III. 附則

優良住宅部品認定基準

給水ポンプシステム

I. 総則

1. 適用範囲

受水槽を介して、陸上ポンプ又は水中ポンプにより住宅等に直接給水するシステムで、圧力タンク又はポンプ回転数等により圧力制御するものに適用する。

2. 用語の定義

- a) 陸上ポンプ：水中に設置しない状態で用いるポンプの総称をいう。
- b) 水中ポンプ：耐水構造の電動機と一体にして水中に設置するポンプをいう。
- c) 電動機出力：電動機の出力を呼び出力で示したものをいう。
- d) 制御盤：システムの運転制御を行う装置をいう。センサー信号を入力し、ポンプ吐出側の圧力を所定圧力に制御する制御信号をポンプ駆動装置へ出力するなどの機能を有する。
- e) 制御機器：自動でポンプの運転及び停止ができる機能を有する機器をいい、d)の「制御盤」とは異なり、操作スイッチ、計器、表示等はない。ただし、手動でポンプの運転及び停止のためのスイッチのみを有するものもこれに含む。
- f) 大型圧力タンク：労働安全衛生法施行令による第二種圧力容器に該当するもので、タンク容量が 0.5m^3 以上のものをいう。
- g) 小型圧力タンク：ポンプ停止後の吐出側配管の水圧保持を目的とし、労働安全衛生法施行令による第二種圧力容器に該当しない隔膜式圧力タンクをいう。
- h) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- i) 消耗品：取替パーツのうち、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持するために交換を前提としているもの。
- j) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。当基準上では、計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- k) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成は表－1～4による。

表－1 給水ポンプシステムの構成

構成部品名	圧力タンク制御			ポンプ回転数制御 その他の制御*1	
	小型圧力タンク		大型圧力 タンク	*2 単独運転	自動交互 運転等*3
	*2 単独運転	自動交互運 転等*3			
ポンプ	●	●	●	●	●
電動機	●	●	●	●	●
制御盤	－	●	●	－	●
制御機器	●	－	－	●	－
システム付 属品	●	●	●	●	●
圧力タンク	●	●	●	●	△
受水槽*4	△	△*5	－	△	△*5

*1：圧力タンク制御及びポンプ回転数制御に該当しない制御方式をいう。

*2：電動機出力が0.75kW以下のものとする。

*3：ポンプ台数2台以上のシステムの運転方式で、ポンプ台数2台の場合は「自動交互運転」又は「自動交互・並列運転」、また、ポンプ台数3台以上の場合は「自動ローテーション運転」のものをいう。なお、「自動ローテーション運転」とは、3台以上のポンプを順次に1台ずつ若しくは複数台数同時に運転する方式をいう。

*4：システムと一体になったものとする。

*5：受水槽の性能は、別に定める「優良住宅部品認定基準（給水タンク）」によるものとする。

注) 構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表－2 制御盤・制御機器の構成

制御盤・制御機器の 標準構成部品		圧力タンク制御			ポンプ回転数制御 その他の制御	
		小型圧力タンク		大型圧力 タンク	単独運転	自動交互 運転等
		単独運 転	自動交互 運転等			
制 御 盤	表示部*1	－	●	●	－	●
	電磁(電子)開閉器	－	●	●	－	●*2
	過負荷保護装置	－	●	●	－	●
	可変速駆動装置	－	－	－	●	●
	漏電遮断器*3	－	△	●	－	●
	配線用遮断器	－	△	△	－	△

制御機器	過負荷保護装置	●	-	-	●	-
------	---------	---	---	---	---	---

* 1 制御盤表示部の表示内容は、表-3による。

* 2 可変速駆動装置により、制御できるものは不要とする。

* 3 ポンプ毎に保護できること。なお、インバータ制御の場合、別途インバータ回路に設けること。

注)構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表-3 制御盤表示部の表示内容

表示部の表示内容	圧力タンク制御		ポンプ回転数制御 その他の制御
	小型圧力タンク	大型圧力タンク	
電源	●	●	●
ポンプの運転	●	●*1	●*1
ポンプの故障	●	●*1	●*1
水槽の満水	●	●	●
水槽の減水(渴水)	●	●	●
ポンプの電流値	-	●*1	●*1
周波数又は回転数	-	-	●*2
電圧計	-	●	●*3
吐出圧異常	-	●	●*3

* 1：ポンプごとに表示できること。

* 2：ポンプ回転数制御の場合のみ該当。

* 3：電動機出力が7.5kW以下のものは不要。

注)構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表-4 標準システム付属品の構成

標準システム付属品	圧力タンク制御			ポンプ回転数制御 その他の制御	
	小型圧力タンク		大型圧力タンク	単独運転	自動交互 運転等
	単独運転	自動交互 運転等			
逆止弁*	●	●	●	●	●
吸込側仕切弁*	△	△	△	△	△

吐出側仕切弁*	△	△	△	△	△
圧力計	-	●	●	-	●
連成計*	-	△	△	-	△
圧力(流量)検出装置	●	●	●	●	●
ユニットベース	●	●	△	●	△
基礎ボルト	△	△	△	△	△
配管・継手類	-	●	●	-	●
落水防止装置	-	△	△	-	△
停電対策装置	-	△	△	-	△
凍結防止装置	△	△	△	△	△

*：ポンプごとに設けるものとする。

注)構成の別

●：(必須構成部品)住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品)必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

4. 材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当する JIS 等の規格名称を明確化し、又は、JIS 等と同等の性能を有していることを証明すること。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

給水ポンプシステムの組立・据付までとし、配管・配線との接続については施工の範囲外とする。ただし、システム付属品として含まれる配管・配線については施工の範囲内とする。

(6. 寸法)

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 手動運転

手動運転によりポンプの作動は良好であること。

b) 自動運転

1) 始動・停止

ポンプの始動・停止は、自動運転により良好に行われること。

2) 自動順次運転

自動順次運転により、ポンプが順次切り替わること。

3) 自動並列導入・解列運転

自動並列導入・解列運転が良好に行えること。

- 4) 給水圧力変動
定常運転時、並列導入・解列時、ポンプ1台運転の始動・停止時の給水圧力変動を極力抑え、安定した給水が行なわれること。また、速やかに復帰すること。
- c) メーターに与える影響
ポンプの影響によるメーターの器差は少ないこと
- d) 空気自動補給機構及び自動排気弁の作動
大型圧力タンクには、空気自動補給機構及び自動排気弁を備え、圧力タンクに適正な空気を補給し、過剰な空気の排出が可能なものであること。
- e) 機構作動
各々の機構が確実に作動すること。
- f) シーケンス
警報、表示灯、計装が異常なく作動すること。
- g) 停電時運転
システム付属品としてエンジンを有する場合は、停電を自動的に感知し、エンジンによる自動運転が行え、かつ50%以上の給水が可能なこと。
- h) 全負荷
システム構成機器に異常が生じないこと。
- i) 吸込運転時の落水防止
吸込運転時対応のものは、ポンプ停止時及び過少水量運転時に落水しないこと。
- j) 騒音
陸上ポンプは、住環境に影響を及ぼすような著しい騒音がないこと。
- k) 振動
住環境に影響を及ぼすような著しい振動がないこと。
- l) 操作性
操作盤は見やすく、かつ操作しやすいこと。
- m) 電源への影響
ポンプ運転時において電源に影響を及ぼさないこと。
- n) 電氣的外来雑音による影響
電氣的外来雑音による影響を受けないよう、対策が講じられていること。
- o) 屋外カバー又は屋外対応制御盤
屋外カバー又は屋外対応制御盤は、雨水等に対して運転状態に支障がなく、かつ制御盤内への水の浸入がないこと。
- p) 圧力検出装置
 - 1) 圧力発信器又は圧力伝送器の精度は、最大計測値の $\pm 1.5\%$ 以内のものであること。
 - 2) 圧力開閉器の検出精度は、標準設定値に対し $\pm 0.05\text{MPa}$ 以内のものであること。
- q) 流量検出装置
 - 1) フローリレーの精度は、最大流量の $\pm 10\%$ 以内のものであること。
 - 2) 流量スイッチの精度は、設定値の $\pm 30\%$ 以内のものであること。
- r) 圧力タンク
圧力タンクは、給水管内に空気が流出しない構造とし、容量はポンプの始動頻度を考慮した容量とすること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 凍結防止
凍結防止装置を有するものは、凍結防止装置が確実に作動し、各部より、水漏れ、破損等の異常がないこと。
- b) 夏期の温度上昇による影響
屋外対応タイプは、夏期の温度上昇により、システム構成機器に異常が生じないこと。
- c) システムと一体になっている受水槽及びそれぞれの固定方法は、予想される荷重・外力に対して十分な強度を有するものであること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 電氣的安全性
システムは、電氣的安全性を有していること。
- b) 構造上の安全性
接触のおそれのある回転部分については、防護対策が講じられていること。

1.2.3 健康上の安全性の確保

給水の水質

給水装置の構造及び材質の基準に関する省令（平成9年厚生省第14号）の基準を満たすこと。

1.2.4 火災に対する安全性の確保

1.3 耐久性の確保

- a) 繰返し作動
圧力開閉器、流量開閉器、フローリレー及び隔膜式圧力タンクは、繰返し作動において異常がないこと。
- b) 耐食性
屋外対応タイプの屋外カバー又は屋外対応制御盤の金属部分は、割れ、剥がれ、発錆がないこと。
- c) 塗膜の付着性
屋外対応タイプの屋外カバー又は屋外対応制御盤の塗膜部分は、塗膜の剥がれがないこと。
- d) 圧力タンクの内面（接水部）には、ステンレス製を除き、防錆処理を施すこと。

1.4 環境に対する配慮（この要求事項は、必須要求事項ではなく任意選択事項である）

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 給水ポンプシステムのライフサイクルの各段階における環境配慮

本項目を認定の対象とする場合は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、材料の調達時等における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を認定の対象とする場合は、その内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、次の部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、一定の年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として別に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

1) 配管類、架台の部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む） 5年

2) 電動機、ポンプ本体、制御盤の部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む） 3年（ただし、水中ポンプと陸上ポンプの単独運転方式のもの、契約によるメンテ等が行われていない場合等を除く）

運用方針：

無償修理保証に係る部品の瑕疵に含まれる施工の瑕疵とは、部品製造の延長として位置づけられる認定企業の直接施工や認定企業の提携施工者による施工についての瑕疵をいうものであります。従って、当該部分は、施工が提携施工者等に限定される部品や施工者を限定しない部品における提携施工者等による施工について適用されます。

2.2.2 確実な供給体制の確保

a) 製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品について、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。
- d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 施工方法・納まり等の明確化

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の禁止事項、注意事項が明らかとなっていること。

運用方針：

施工方法・納まり等の明確化に関しては、施工者を提携施工者等に限定する部品の場合は、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工方法・納まり等の明確化が図られているものとします。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

少なくとも製品に関する次の基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。

- a) 製品仕様
- b) 機器構成
- c) 性能(選定図表)
- d) 仕様表

- e) 動作説明
- f) 施工上の注意

3.2 使用に関する情報提供

- a) 少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。
 - 1) 誤使用防止のための指示・警告
 - 2) 事故防止のための指示・警告
 - 3) 製品の使用方法
 - 4) 使用者が維持管理すべき内容
 - 5) 日常の点検方法
 - 6) 故障・異常の確認方法及びその対処方法
 - 7) 製品に関する問い合わせ先
 - 8) 消費者相談窓口
- b) 無償修理保証の対象及び期間を記載したわかりやすく表現された保証書又はこれに相当するものが、所有者に提供されること。
- c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること
- d) 使用上の注意ラベルを貼る場合は、その内容、表示方法が適切ではがれにくいこと。

運用方針：

保証書等への瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されている旨の明記については、当分の間、当財団において広報に努めるとともに当財団のホームページにその旨を掲載しますので、品質保証書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

3.3 維持管理に関する情報提供

少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。

- a) 製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法
- b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間
- c) 有償契約メンテナンス体制を有している場合の内容
- d) 消費者相談窓口

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。

- a) 施工の範囲及び手順
 - 各構成部品の組立及び据付
- b) 施工上の留意事項等
 - 1) 現場での加工・組立て・取付け手順
 - 2) 必要な特殊工具及び留意点

- 3) 下地の確認、取付け後の検査及び仕上げ
- c) 関連工事の留意事項
その他関連工事の要件
- d) 品質保証に関する事項
 - 1) 施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間
 - 2) 保険の付保に関する事項
 - ① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。
 - ② 施工説明書等で指示された施工法に適合する方法で施工を行なった者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び瑕疵に起因する損害賠償を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。

運用方針：

・施工を提携施工者等に限定する部品の場合の施工説明書等については、施工要領の研修等提携施工者等に対して必要な措置が適宜講じられることにかんがみ、施工者の限定によって施工に関する情報が適切に提供されているものとします。また、無償修理保証の対象、期間等並びにB L保険の付保に関する事項についても、同様に適切に情報提供されるものとして、施工説明書に記載することは必ずしも行わなくともよいこととします。

・施工者を限定しない部品の場合の施工説明書等については、既認定部品の施工説明書との関連等やむを得ない場合には、施工説明書に施工方法の禁止事項・注意事項の一部及び施工の瑕疵に対してB L保険が付保されていることの紹介のみにとどめ、当財団において当該認定部品に係る禁止事項・注意事項のすべてを記載した施工要領並びに施工の瑕疵に付保されるB L保険制度の詳細についてホームページに掲載しますので、これを活用することができるものとします。この場合、施工説明書には当財団ホームページに当該住宅部品の施工要領及びB L保険制度の詳細が掲載されている旨を記載するか、既認定部品の取扱いと同様に当財団で用意する共通の追補ペーパーを貼付等してその旨を明らかにすることもできるものとします。

なお、無償修理保証の対象、期間等については、部品製造の延長として位置づけられる提携施工者等の施工の場合には、施工説明書に記載することができるものとします。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（給水ポンプシステム BLS PS：2008）は、2009年3月31日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（給水ポンプシステム BLS PS：2006）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準（給水ポンプシステム）の 解説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（給水ポンプシステム）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

1. 安全に係る要求項目の評価の第三者性の確保

認定基準及び評価基準において要求する性能のうち、当該性能に支障があった場合に、使用者の生命に係る又は重篤な怪我をするなど、特に使用者の安全に係る要求項目の試験については、第三者性を有する機関等による性能試験の実施を要求することとした。

当該品目においては、絶縁抵抗試験、耐電圧試験、漏電試験をその対象とした。なお、今回の改正は認定基準における変更はなく、評価基準において改正を行っている。

II 要求性能の根拠

なし

III その他

1. 施工範囲について【I 5.】

当該項目は、BL住宅部品保険制度における保証責任保険の施工かし担保範囲を基準上明確にすることを主目的に設定されたもので、メーカー自身が責任を持って行う施工範囲を定めたものではない。

2. 給水圧力変動について【II 1.1 b) 4)】

ポンプ回転数制御又はその他の制御の場合の並列導入・解列時の圧力変動は、目標とする制御圧力の「±20%以内」という規定になっているが、実際には十分な値とはいえ、圧力タンク制御と同様に「±10%以内」であるのが望ましい。

3. 陸上ポンプの騒音の判定基準について【II 1.1 j)】

陸上ポンプのうち、特に屋外対応タイプの場合、騒音を低く抑えることが要求されるため、判定基準を具体的に定める必要があるが、今回の見直しでは、決められなかったため、今後検討を要する。

4. 給水ポンプの耐圧性能について【II 1.2.1】

給水ポンプについては、特に耐圧性能は要求していないが、JIS S 3200-1:1997（水道用器具—耐圧性能試験方法）で定める1.75MPaの静水圧による確認が必要であるか否かについて、今後検討を要する。

5. 電氣的安全に係わる項目について【II 1.2.2】

電氣的安全に係わる項目として、以下の項目の追加が必要か否かについて、今後検討を要する。

①保護構造、②感電防止、③過負荷防止、④停電保護、⑤高調波対策、⑥電気ノイズ対策

6. 受水槽の給水の水質について【II 1.2.3】

給水の水質の規定のところ、
「単独運転方式のシステムで受水槽付の場合は、受水槽についてもこれによる。」とあるが、単独運転方式以外のシステムで受水槽付の場合は、「3. 構成」で、別に定める「優良住宅部品認定基準（給水タンク）」によることになっており、当該基準で、水質につい

て同様の規定がされている。

7. 設計耐用年数【Ⅱ 1.3】

耐用年数については、評価が困難ということもあり認定基準本文からは削除したが、適切な維持管理のもとで定期点検(年1回以上)・部品交換・補修等により、表-2の条件下で、表-1の年数程度の使用に耐える設計であることが望まれる。

表-1 耐用年数

制御方式等 ポンプ	圧力タンク制御			ポンプ回転数制御 その他の制御	
	小型圧力タンク		大型圧力 タンク	単独運転	自動交互運転 等
	単独運転	自動交互運転 等			
陸上ポンプ	7年	10年	15年	7年	7.5kW以下 10年 7.5Kwを超えるもの 15年
水中ポンプ	ポンプ2台以上：10年，ポンプ1台：7年				

表-2 耐用年数の設定条件

設置場所	室温	湿度
屋内	0℃～40℃	80%以下

8. 弁・配管類の参考規格【I 4.】

弁類、管類及び継手類の仕様の参考となる規格を表－3～5に示す。

表－3 弁類の規格（参考規格）

規格番号	規 格 名 称
JIS B 2011 : 1994	青銅弁
JIS B 2031 : 1994	ねずみ鑄鉄弁
JIS B 2062 : 1994	水道用仕切弁
JIS B 2064 : 1995	水道用バタフライ弁

表－4 管類の規格（参考規格）

規格番号	規 格 名 称
JWWA K116 : 1996	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管
JWWA K132 : 1996	水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管
JIS G 3448 : 1997	一般配管用ステンレス鋼鋼管
JWWA G115 : 1982	水道用ステンレス鋼鋼管
JIS H 3300 : 1997	銅及び銅合金継目無管
JWWA H101 : 1996	水道用銅管
JIS G 3452 : 1997	配管用炭素鋼鋼管
JIS G 3454 : 1988	圧力配管用炭素鋼鋼管
JIS K 6742 : 1997	水道用硬質塩化ビニル管

表－5 継手の規格 (参考規格)

規格番号	規格名称
JPF MP 003 : 1996	水道用ねじ込み式管端防食管継手
JWWA K117 : 1974	水道用樹脂コーティング管継手
JIS B 2301 : 1995	ねじ込み式可鍛鉄製管継手
JWWA G116 : 1982	水道用ステンレス鋼管継手
JWWA H102 : 1996	水道用銅管継手
JIS H 3401 : 1997	銅及び銅合金の管継手
JIS B 2238-1996	鋼製管フランジ通則
JIS K 6743-1997	水道用硬質塩化ビニル管継手

9. 基準改正の履歴

【2008年10月1日一部追記】

1. 附則の追記

既認定部品が基準改正後も認定が維持されている間（認定の有効期間内）は、旧基準により認定されていることを明確にするため、附則においてその旨の文を追記した。

【2006年7月25日公表・施行】

1. 認定基準の性能規定化と充実

認定基準の作成ガイドラインに基づき認定基準を整理・充実し、性能規定化した。

a) 認定基準の性能規定化

住宅部品の技術革新や多様化に柔軟に対応すること及び消費者等の理解の一助とすることを目的に、認定基準の性能規定化を行った。

b) 認定基準の充実

1) 環境に対する配慮の項目（選択）の追加【II. 1.4】

改正前の便器認定基準においては、環境に対する負荷の低減についての性能は定められていたが、各方面からのニーズが高まっている環境対策状況についての申請者の製造場における取組みを評価できるよう認定基準を追加した。

2) 供給者の供給体制等に係る要求事項及び情報の提供に係る要求事項の充実

①維持管理体制の充実【II. 2】

B L部品を長期にわたって使用するためには、相談の受付、補修や取り替えの確実な実施ができることなどが重要であるため、維持管理のための体制に関する基準を充実した。

②消費者等への情報提供【II. 3】

B L部品の高い機能性、安全性、耐久性等を有効に発揮・維持するためには、部品の取り付け方、適切な取り扱い方などが消費者、工務店等に適切に伝達される必要があるため、情報提供に関する基準を充実した。

2. 評価基準の制定

認定基準の性能規定化に伴い、基準への適合を確認するための評価方法である評価基準を

制定した。

【2005年9月9日公表・12月1日施行】

施工方法の明確化等の変更【II 9. (4) 12. (1) (2) (3)】

施工説明書等で指示された施工要領から逸脱していない施工の瑕疵について、一般的にB L保険の対象としたことを踏まえ、施工要領の範囲の明確化及びB L保険の付保の情報提供を行うことを求めることとした。

【2004年4月1日公表・施行】

給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【II 7 (4)】

給水装置の浸出等に関する基準が、厚生労働省令第6号（平成16年1月26日公布、平成16年4月1日施行）により改正され、それに伴い試験方法を定めた関連J I Sが2004年3月20日付で改正されたため、これに併せて変更した。

J I S S 3200-7 : 1997 → 2004 (水道用器具—浸出性能試験方法)

【2003年4月1日公表・2003年4月1日施行】

給水装置の構造及び材質の基準に関する厚生労働省令の一部改正に伴う変更【7. (4)】

要求していた鉛に関する溶出基準が厚生労働省令第138号（平成14年10月19日公布、平成15年4月1日施行）により改正されたため、これに併せて変更した。

【2000年12月20日 公表・施行】

優良住宅部品の保証制度の拡充に伴う変更【12. (1), (2)】

住宅の品質確保の促進等に関する法律により住宅に対し10年間の瑕疵担保責任が義務づけられたことなどを背景に、住宅部品についても瑕疵に対する保証を充実していく必要があるとの観点から、優良住宅部品の保証制度の拡充を行い、基準上の表現を変更し、かつ別に定める免責事項を保証書等に記載することを新たに規定した。

【2000年2月10日 公表・施行】

a) 運転方式の名称の変更

旧基準では、ポンプ台数2台以上の場合の運転方式としては、「自動交互運転」と「自動交互・並列運転」の2種類で整理していたが、3台以上のポンプを順次に1台ずつ若しくは複数台数同時に運転するタイプの場合は、「自動ローテーション運転」と称することにした。

b) 自動運転試験の項目名の変更【II 7. (1) 2】 b. c. 】

前項1.の運転方式の名称の変更に伴い、運転方式の名称と自動運転試験における項目名とを使い分ける必要が出てきたため、ポンプが順次切り替わる運転状態を「自動順次運転」と称し、ポンプ台数を増加させたり減少させたりする運転状態を「自動並列導入・解列運転」と称することにした。

c) 給水圧力変動の規定の追加【II 7. (1) 2】 d. ②iv. 】

ポンプ回転数制御又はその他の制御で、停止時に圧力上昇しないタイプの場合の停止から再始動するときの圧力低下について、旧基準では定めていなかったが、これを「20%以内」とした。

d) 圧力タンク制御（小型圧力タンク）のポンプの始動頻度【II 7. (1) 15】 d. ②】

圧力タンク制御（小型圧力タンク）の場合のポンプの始動頻度について、旧基準では「30回/h程度」という目安を示していたが、これを「30回/h以下（ただし、単独運転のものは除く。）」

とした。

e) 単独運転の場合の受水槽に対する要求項目の追加【II 7. (4)】

単独運転の場合の受水槽について、旧基準では、具体的な要求性能を示していなかったが、JIS S 3200-7:1997（水道用器具－浸出性能試験方法）で定める判定基準値を満たすこととした。

f) 制御盤の配線用遮断器の扱いの変更【II 8. (4)】

制御盤の配線用遮断器の扱いについて、旧基準では、大型のシステムの場合は標準装備となっていたが、これを選択構成部品扱いとした。

(参考)

給水ポンプ設備計画参考資料について

・給水ポンプ設備計画参考資料について

本資料は、申請企業が当団体に提出する申請書作成のため、1970年代の図書作成要領書に記載した算定方式であり、認定基準として定めたものではありません。

〔給水ポンプ設備、計画参考資料〕

1人当り平均給水量	250ℓ/人・日
1戸当り平均人数	4人/戸
瞬時最大給水量 Q (m^3/min) N:戸数	10戸未満 $Q = 42N^{0.33}$
	10戸～600戸未満 $Q = 19N^{0.67}$
	600戸以上 $Q = 28N^{0.97}$
1日の給水変化の一例	下図による
1階当りの高さ	2.7 m

